

伊達市強靱化に関する脆弱性評価

伊達市強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化は、約8割（H22）と全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時に避難所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「伊達市公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理を適切に行う必要がある。
- 避難所として指定されている学校施設について、避難所施設としての安全性を確保するため、「伊達市学校施設長寿命化計画」に基づき施設改修を図る必要がある。
- 災害発生時における建物の倒壊などの被害を防ぐため、適正に管理されていない空き家等については、「伊達市空き家等対策計画」に基づき所有者による適正な管理を促進していくとともに、空き家等の利活用を促進する必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 避難場所については、災害種別に応じた適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法及び伊達市地域防災計画に基づく指定緊急避難場所等を指定しているが、状況にあった見直しを適宜行うとともに、住民の認知度の向上のため、避難場所等周知を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園等について、施設整備の促進や適切な維持管理を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の拡充を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 緊急救護活動等に必要緊急輸送道路や避難道について、国や北海道、近隣市町と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 学校施設の耐震化率 78.1% (H30)
- 指定避難所 43 箇所 (H30)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 有珠山については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップを作成し、周辺住民への配布を実施しているが、更なる警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携を図り、具体的な避難計画及び対象となる施設の避難確保計画の策定など、避難体制の強化のための対応を行う必要がある。
- 土砂災害の指定については、北海道が実施した基礎調査結果を基に住民説明会を開催し、住民の同意を得た箇所から順次指定を進めているが、未指定箇所については、今後も北海道と連携した区域指定を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備）

- 国及び北海道において、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が多数残されていることから、引き続き国及び北海道に対し、施設整備・老朽化対策の促進を要請する必要がある。
- 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業により有珠山砂防事業が進められたが、今後は、北海道と連携しながら、適切な維持管理を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- 噴火避難訓練の実施 数年に 1 回実施（直近では R1）
- 噴火避難訓練市民参加者数 132 人（R1）
- 土砂災害警戒区域等指定済箇所 100 箇所（H30）

<p>1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(津波避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度に北海道から公表された津波浸水予測図をもとにハザードマップを作成・配布しているが、今後、新たに法に基づく津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制を再整備する必要がある。 ○ 津波避難計画が未策定であることから、今後、法に基づく津波浸水想定が設定された場合に備え、避難計画を策定する必要がある。 ○ 津波浸水想定区域内に居住する住民等への防災教育や緊急地震速報等を取り入れた津波避難訓練等について継続的に取り組む必要がある。 <p>(海岸保全施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化に伴う、津波、高潮による浸水対策などを含めた海岸保全施設整備の一層の促進を国や北海道に要望する必要がある。
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップの作成 (H24) ・津波避難計画の策定 未策定 (R1) ・津波避難訓練の実施 数年に1回 (直近では H30) ・津波避難訓練住民参加者数 127人 (H30)
<p>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(洪水・内水ハザードマップの作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年増加傾向にある豪雨対策のため、北海道の水防警報河川及び水位周知河川に指定されている河川について、新たな洪水浸水想定に基づくハザードマップの更新と住民への周知徹底する必要がある。 <p>(河川改修等の治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道、伊達市のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削等の治水対策について、今後一層の効果的・効率的な整備と適切な河川管理を推進する必要がある。 ○ 暴風雨の発生又は発生のおそれのある場合には、交通遮断を未然に防ぐため、道路パトロールを実施し、異常気象等における道路管理体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成（H20）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 交通規制時の迅速な情報伝達に取り組むとともに、道路パトロールを実施し、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、北海道、伊達市）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

車道用除排雪機械	9台
歩道用除排雪機械	2台

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 地域における移動困難者対策が必要であり、一時待機所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、避難所等における冬季防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・避難所用暖房器具 20台（H30）
- ・避難所用毛布 2,500枚（H30）
- ・ポータブル発電機 9台（H30）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 関係機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国の避難勧告等に関するガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害編)を策定しているが、その他災害についても策定し、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民の迅速かつ的確な行動を実践するために、情報伝達訓練と連動した防災訓練を実施する必要がある。
- 住民等への防災情報の伝達に必要な防災行政無線の適切な運用管理を図るとともに、コミュニティFMやSNSなど多様な情報伝達手段を活用し、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するために、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受け入れ態勢の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が整備されていない状況にあり、当市を含む有珠山周辺エリアを訪れる多数の外国人観光客の安全安心を確保するためにも、関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導が円滑に実施できるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に取り組む必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 学校教育においては、学校における定期的な避難訓練の実施のほか、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、あらゆる災害に対応できる人材育成を図る必要がある。
- 地域住民に対して、出前講座等の活用した防災・減災に関する講習等を実施し、正

しい知識等の習得と自助・共助の醸成を図る必要がある。

- 大規模災害発生時の初動期には、行政による災害対応に限界が生じ、災害対応には「自らの命は自ら守る」ための備えと、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための備えが重要であることから、自主防災組織を育成することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災行政無線定期点検 年1回（R1）
- ・ 情報伝達手段の多様化（防災行政無線、緊急速報メール、ぼうさい西いぶり情報メール、広報車、コミュニティFM、TVデータ放送、市ホームページ、SNS、暮らしの情報アプリ）（R1）
- ・ 情報伝達訓練の実施 年1回（R1）
- ・ 避難行動要支援者名簿登録者数 75名（H30）
- ・ 防災講演会の開催 年1回
- ・ 自主防災組織設置率 54.5%（R1）
- ・ 宅配講座の実施（防災） 4回（H30）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(物資供給等に係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伊達市地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ、医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道及び道内市町村、企業・団体等との間で各種協定を締結しているが、災害時において、これらの活動が効率的に実施できるよう防災訓練など、平時の活動を活発に行う必要がある。 ○ 東日本大震災における NPO やボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受援体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。 ○ 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備の在り方について、関係機関と連携の下、多角的に検討する必要がある。 <p>(非常用物資の備蓄促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「西いぶり定住自立圏構想形成推進協議会」及び「ようてい・西いぶり広域連携会議」における広域応援体制の整備を推進する必要がある。 ○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、国では3日分の備蓄を奨励していることから、自発的な備蓄を推進するため、啓発活動に取り組む必要がある。 ○ 伊達市災害用備蓄等の整備方針に基づいた非常用物資の備蓄強化に向けた取組を促進する必要がある。
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6市町防災協定（室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）（H23～） ・災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市町村の相互応援に関する協定（H28～） ・食料備蓄数 3,150食（H30） ・食料等に関する防災協定 3件（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助、救急体制の強化)

- 伊達市地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害時に備え、今後においても陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊との連携を更に図るとともに、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の確保に向け、北海道や他の自治体と連携した取組を図る必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 総合的消防力(消防・救急・予防)の強化のため、計画に基づく消防車両及び資機材等の整備更新を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 防災機関と連携した防災訓練の実施回数 年1回(R1)
- ・ 災害時の連携に係る協定(陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊)(H24~)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療支援体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、医療関係団体との協定を締結しており、災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より連携強化を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時において、一般の避難所における生活が困難な要配慮者の避難生活を支援するため福祉避難所の指定を進めているが、更なる協定の拡大を図る必要がある。
- 福祉避難所への避難対象者を速やかに福祉避難所へ避難させることができるよう、平時から対象者の状況等の情報を把握し、関係機関と共有する必要がある。

(防疫対策)

- 避難所での災害関連疾患を予防するため、平時から市民一人ひとりが自身の健康

状態の把握に努めるとともに健康相談や保健指導等の支援により、災害に負けない健康な体づくりを推進していく必要がある。

- 災害発生時には、速やかな感染予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けられる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- 災害時の医療救護活動に関する協定 3 団体（R1）
- 福祉避難所の設置運営に関する協定 6 事業者（H29）

3 行政機能の確保

<p>3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(災害対策本部機能等の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合における職員の参集範囲、災害対策本部の設置や本庁舎が使用不能となった場合における代替場所など、災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、今後、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うとともに、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。 ○ 大規模災害時においても災害応急対策や復旧対策などの本部業務を継続するため、防災拠点となる市本庁舎の耐震化及び機能強化を図る必要がある。 <p>(行政の業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう業務継続計画を策定し、必要最小限の人員で効率的に対応するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。 <p>(広域応援・受援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、近隣市町と防災協定や姉妹都市、友好都市との相互応援協定を締結しているが、協定を効果的に運用するために、自治体間相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の改訂状況 H28 改訂 ・ 業務継続計画の策定状況 未策定 (R1) ・ 各種防災協定の締結状況 40 件 (H30)

4 ライフラインの確保

<p>4-1 エネルギー供給の停止</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(再生可能エネルギーの導入拡大)</p> <p>○ 北海道内における再生可能エネルギーの導入は、今後、更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。</p> <p>(電力基盤等の整備)</p> <p>○ 北海道・本州間連系設備については、現在 90 万 kw で稼働されているが、国の主導の下で新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。</p> <p>○ 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生 の教訓を踏まえ、市庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。</p> <p>○ 市有施設における電力消費量の削減を進めることにより、電気業者の供給負荷を低減する必要がある。</p> <p>(多様なエネルギー資源の活用)</p> <p>○ 本市におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、木質ペレットボイラーの導入など天然資源の有効活用と利用拡大に向け、持続的な安定供給を維持する必要がある。</p> <p>(石油燃料供給の確保)</p> <p>○ 災害時において災害対応業務や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、胆振地方石油販売業協同組合との間で協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胆振地方石油販売業協同組合との協定締結（H20）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 農業の担い手の育成・確保として、短期農業体験研修や充実した就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取組や農業経営の法人化、担い手への利用集積の推進に関する取組などを推進し、農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。
- 国営緊急農地再編整備事業や道営土地改良事業により農業の経営効率化に向けた農地の区画整理や高度化を図ることで、生産性と収益性の向上による安定的な食料生産基地としての役割を果たす必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 本市の気候条件を生かした多種多様な農産物を、災害時にも安定した食料の供給と販路の拡大を図る必要がある。
- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時から農産物の付加価値向上と販路の拡大を推進し、一定の生産量を確保する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 国では、不作等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には、米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、地域の特性を生かし農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 道内卸売市場による災害時相互応援協定の締結など災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。

【指標（現状値）】

- ・道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業の進捗率 89.1% (H30)
- ・国営緊急農地再編整備事業に係る要望 (H28～)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 停電及び災害等により被災した場合に備え、応急給水・応急復旧に関する業務継続計画と同様な「災害対応マニュアル」を策定しているが、定期的に実行性等を点検し見直すなど、危機管理体制の維持強化を図る必要がある。
- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、更新時期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時における下水道機能の確保のため、「伊達市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化した下水道施設について計画的な更新及び耐震化を図る必要がある。
- 大規模災害時において、低下した下水道機能を早期に復旧させるための「業務継続計画」を策定しているが、定期的に計画の実効性等を点検し、計画を見直しする必要がある。
- 下水道整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置補助を実施しているが、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を一層推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・配水管新設事業の実施（R1）
- ・老朽管更新事業の実施（R1）
- ・施設整備事業の実施（R1）

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワーク整備)

- 大規模災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、国道、道道など広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難道路等の整備とネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 市道など交通に係る安全対策設備は、地域間移動のほか、輸送・物流など日常生活や産業活動においても重要であり、さらには、有珠山噴火、津波災害等の大規模自然災害が発生した際の避難道路として、重要な位置付けとなっていることから、安全な道路環境整備の取組を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新が必要である。

(鉄道の機能維持・強化)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の対災害性の確保が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道道「滝之町伊達線」の整備に係る要望
- ・ 市道農社線外 6 路線（市道農社線、長和工専 1 号線、共有南線、リビラ通り線、アルトリ通り線、善光寺通り線、白鳥通り線）の道道昇格及び早期整備に係る要望
- ・ 市道西浜通り線の道道昇格及び早期整備に係る要望
- ・ 舗装修繕事業
- ・ 道路照明修繕事業

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業の業務継続体制の強化)

- 市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種の実態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中初期業者等の事業の早期復旧と経営の安定化を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保する。
- 有珠山噴火をはじめとする大規模災害が発生した場合、住民の生命、身体、財産へ危険が及ぶだけでなく、地域産業にも大きな影響が及ぼされることから、災害による企業の倒産を防ぐため、平時より企業自らが行う災害に備えた取組に対する支援について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害時の地元企業の支援に係る関係機関との協議 適宜（R1）

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 港湾(漁港)は、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更には緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うため、安全で災害に強い漁港としての機能の保全と適切な維持管理が必要である。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 国道37号は、札幌と函館を結ぶ流通の要であり、有珠山噴火時には避難道路としても重要な役割を担っているが、近年の交通量の増加から交通渋滞がしばしば発生していることから、物流及び生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保を図るため、拡幅等の早期整備が必要である。
- 国道453号は、新千歳空港を含む道央圏と道南圏を結ぶ物流を支える大動脈として重要な役割を担い、災害時の第二次緊急輸送道路にも指定され、大型車両をはじめ、多くの自動車が行き交う重要路線であるが、一部区間では幅員が狭く急カーブが多いことに加え、大雨時には交通規制も発生し、事故等による通行止め回避のためにも早期の道路整備が必要である。

【指標(現状値)】

- ・「伊達漁港」「有珠漁港」「黄金漁港」の機能保全等に係る要望(H27~)
- ・国道37号の交通渋滞の緩和対策の促進に係る要望(R1)
- ・国道453号(蟠溪~上久保内区間)の早期完成及び線形改良に係る要望(H13~)

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大規模災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となることから、大雨や地震等の災害時における土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため「伊達市森林整備計画」に基づき、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
<p>【評価結果】</p> <p>(災害廃棄物の処理体制の整備)</p> <p>○ 災害廃棄物については、避難所ごみを含め、迅速に処理する必要があるため「西いぶり広域連合災害廃棄物処理計画」により対処することとなっているが、受入が困難となった場合を想定し、区域外の廃棄物処理施設及びし尿処理施設で処理する体制の検討が必要である。</p>
<p>【指標（現状値）】</p>

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
<p>【評価結果】</p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <p>○ 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の撤去や道路交通の確保などの応急復旧が迅速かつ効率的に行われるよう、担い手の確保のほか、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、建設業協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。</p> <p>(行政職員の活用促進)</p> <p>○ 北海道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設協会との災害時における応急復旧に関する協定の締結（H18） ・防災に関する職員研修 年1回